

保育システム改革への意見

平成20年10月28日 椋野美智子

1 市場原理主義に基づく直接契約・個人給付には反対。

直接契約・個人給付が市場原理主義にならないような保障（市町村の基盤整備責任の明確化、保育費用の公定価格化、十分な財源確保、最低基準の維持）が必要であることは当然。また、先行制度の光と影の評価を行い、それへの対応が必要。

2 現行制度の評価に基づく制度改革が必要。

（1）現行制度（利用者の申し込みにより市町村が認可保育所に委託）の評価
＜認可保育所だけでニーズに対応できている地域＞

利用者の選択と市町村の責任を両立させたシステムとして機能

＜認可保育所だけではニーズに対応できていない地域（待機児童のいる都市部）＞

- ① 利用者は事実上保育所を選択できない（入れる所に入るしかない）
- ② 市町村は認可保育所に入れない時の代替サービス提供の責任を果たしていない（利用者が自分で利用できる認可外保育所を探すしかない）。
- ③ 財政制約のなか、認可保育所のニーズへの即応、ニーズの顕在化を市町村が抑制する方向に機能。

＜全地域、特に認可保育所だけでニーズに対応できている地域＞

市町村の一般会計で行われる自治事務は定着した段階で一般財源化することが原則なので、常に一般財源化の力が働く。また、その時々々の財政状況、政治状況に左右されやすい。

（2）上記評価に基づき、現行制度のよい点を活かす形で改革するには、

- ①利用者の選択が可能となるよう、認可保育所のスピード感を持った拡大が進むシステム（直接契約・個人給付、運営費への減価償却費の上乗せ）とする。
- ②需要に供給が追いつかない間は、保育の質の底上げの観点から、認可外保育所への公費助成を行う。
- ③市町村の基盤整備責任を明確化する。
- ④保育の必要な子どもにサービスが提供されるよう、客観的な要保育認定を行った上で、親がサービスを探して走り回らずにすむように、保育の必要な子どもに必要な保育サービスを調整する保育マネジメント（仮称）を創設する（市町村が行ってもよい）

④ 安定財源の確保しやすい体系にする。

3 待機児童は、ごく一部の大都市の問題ではない。

待機児童のいる市町村に20代、30代の女性の2/3、社会福祉法人営保育所の半分、認可外保育所の9割近くが存在し、一部の大都市の問題とはいえない。これら地域で認可保育所のスピード感を持った量的拡大を図るための改革が、少子化対策としても、子どもの福祉の観点からも最優先課題。

4 地域特性への配慮が必要

改革が与える影響が地域によって異なることに対して、きめ細かい配慮が必要。最低基準についても、待機児童の多い地域、過疎化で子どもの集団での育ちに配慮が必要な地域など、地域の実情に応じて市町村が弾力的に適用できることが必要。